

事業予定者決定に関する覚書（案）

※内容については、市との協議により変更することがある。

大通西1用地の暫定活用に係る公募プロポーザル（以下「本公募」という。）について、札幌市（以下「市」という。）と本公募における最優秀提案者に決定した〇〇（以下「事業予定者」という。）は、下記のとおり合意し覚書を締結する。

記

（目的）

第1条 本覚書の締結をもって、市と〇〇は、〇〇が事業予定者となったことを確認し、事業化に向け誠意をもって協議を行う。

（基本計画）

第2条 事業予定者は、本公募の応募提案資料並びに公募選定委員会からの講評・付帯意見に基づき、市と事業の内容について協議のうえ、本事業の実施に係る基本事項を定めた計画（以下、「基本計画」という。）を作成する。

- 2 基本計画に基づき行われる事業（以下、「本事業」という）が、令和15年3月31日までの期間において行われる暫定的な土地利用であり、市と事業予定者は、本事業が借地借家法（平成3年法律第90号）第25条における一時使用目的の借地権であることを相互に確認することとする。
- 3 事業予定者は、自らの責任において、事業案の実施のために必要である許認可等に向けた官公庁等との事前協議その他の事業の遂行にかかる一切の調整等を行い、基本計画書を作成する。
- 4 前2項に係る協議及び調整等のために必要な一切の費用は事業予定者の負担とする。
- 5 事業予定者は、基本計画の作成に必要な測量、地質調査又はその他の調査（以下「測量等」という。）を自らの責任と費用において行うものとし、市が必要と認めた場合は事業対象地を使用することができる。
- 6 基本計画は、本覚書締結後、●●日を超えない期間内において作成するものとする。

（基本協定等）

第3条 市と事業予定者は、前条に係る基本計画の合意に係る書面（以下、「基本協定」という。）を作成する。

- 2 市は、基本協定の締結をもって事業予定者を事業者と決定する。
- 3 基本協定の締結後、貸付契約に係る書面を作成する。

（合意に至らなかった場合）

第4条 第2条6項に定める期間内に基本協定が締結できない場合は、市がやむを得ないと認める場合を除き、期間経過をもって交渉を終了し、市は事業予定者の地位を一方的に喪失させることができる。

- 2 基本協定締結までの間に事業予定者が、以下に示すいずれかの事項に該当した場合、事業予定者の地位は喪失するものとする。
 - ア 応募提案資料等に虚偽の記載がある場合
 - イ 企画、資金調達、設計、建設、工事監理並びに経営及び管理運営等の業務を遂行するに当たって支障をきたす事実等が判明した場合
 - ウ 応募にあたり、事務局に属する職員及び審査委員会の委員から、協力等を受けていることが判明した場合
 - エ 他の応募者の提案を妨害するなど、公正な審査や手続きの遂行に支障をきたす行為があった場合
 - オ その他公正な審査に影響を与える行為があった場合など、信頼関係を損なった場合

- 3 事業予定者自らが辞退した場合は、事業予定者の地位を喪失し、地位の譲渡はできないものとする。なお、共同事業者の代表事業者又は構成員から辞退の申し出があり、本市が残る構成員で事業を履行できないと認める場合には、市は事業予定者の地位を一方的に喪失させる場合がある。
- 4 基本協定の締結に至らなかった場合、相互に債権債務関係が生じないことを確認し、かつ本公募の準備及び協議等に要した経費について互いに請求しないものとする。

(その他)

第5条 この覚書に定める事項のほか、その他必要な事項については市と事業予定者が協議のうえ定めるものとする。

以上を証するため、本覚書を2通作成し、市及び事業予定者は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年(2026年) 月 日

| | |
|-------|------------|
| 市 | 札幌市 |
| 事業予定者 | 代表者 |
| | 市長 秋元 克広 |
| | 〇〇市■区◇◇ |
| | △△ |
| | 代表者 |
| | ☆☆☆ ★★★★★★ |